美唄市業務委託等業者審査会要綱

(設置)

第1条 美唄市が発注する業務委託(建設事業に係る委託を除く。)、物品 購入、賃貸借等について、美唄市財務規則(昭和41年規則第4号)に基づ き、その適正な執行を図るため、美唄市業務委託等業者審査会(以下「審 査会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 審査会は、次の各号に掲げる事務を行う。
- (1)競争入札に参加する者の資格審査に関すること。
- (2) 別表の基準に基づく契約者の指名停止に関する事項
- (3) その他審査会が特に必要と認める事項 (委員)
- 第3条 審査会の委員には、次に掲げる職員をもって充てる。
- (1)総務部長
- (2)市民部長
- (3)保健福祉部長
- (4)経済部長
- (5)都市整備部長
- (6) 市立美唄病院事務局長
- (7)教育部長
- (8)消防長
- 2 審査会に会長を置き、総務部長をもって充てる。
- 3 市長は、必要に応じて臨時委員を指名することができる。 (会長の職務)
- 第4条 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 2 会長に事故のあるときは、会長の指名する委員がその職務を代理する。 (会議)
- 第5条 審査会は、会長が必要の都度招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数 によって決する。この場合において、可否同数のときは、会長の決する ところによる。

3 緊急を要する等特別の場合は、会議の招集に代えて、書面で委員の意見 を徴し決することができる。

(関係者の意見の聴取)

第6条 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴く ことができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、総務課が担当する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成5年1月25日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成6年1月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成6年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成7年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成9年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 23 年 2 月 10 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

別表(第2条関係)

指名停止基準

第1 指名停止

- (1) 指名競争入札又は随意契約に基づく業務委託、物品購入、賃貸借等参加資格者(以下「参加資格者」という。)が第9及び第10(以下「措置基準」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて措置基準に定めるところにより期間を定め、当該参加資格者について指名停止を行うものとする。
- (2) 指名停止を行ったときは参加資格者の指名を行うに際し、当該指名停止に係る参加資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る 参加資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

第2 下請負人及び共同企業体に関する指名停止

- (1) 第1第1号の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき参加資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- (2) 第1第1号の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の参加資格者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- (3) 第1第1号又は前2号の規定による指名停止に係る参加資格者を構成員に含む共同企業体は、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

第3 指名停止の期間の特例

(1) 参加資格者が 1 の事案により措置基準の措置要件の 2 以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

(2) 次のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ措置基準の措置要件に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1月に満たないときは1.5倍)の期間とする。

ア 第9又は第10のいずれかの措置要件に係る指名停止の期間の満了後1カ年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ第9又は第10のいずれかの措置要件に該当することとなったとき。

イ 第 10 の表第 1 項から第 3 項まで又は第 4 項から第 7 項までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後 3 カ年を経過するまでの間に、それぞれ第 10 の表第 1 項から第 3 項まで又は第 4 項から第 7 項までの措置要件に該当することとなったとき(アに掲げる場合を除く。)

- (3) 参加資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、措置 基準及び前2号の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定め る必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮 することができる。
- (4) 参加資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、措置基準及び第1号の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- (5) 指名停止の期間中の参加資格者について、情状酌量すべき特別の 事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、措置基準及び前 各号に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができ る。
- (6) 指名停止の期間中の参加資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該参加資格者について指名停止を解除するものとする。
- 第4 独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例
 - 第1第1号の規定により情状に応じて第9及び第10に掲げる措置要件のいずれかに該当するところにより指名停止を行う際に、参加資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次のいずれかに該当することとなった場合(第3第2号の規定に該当することとなった場合を除く。)には、それぞれ当該各項に定める期間を指名停止の期間の短期とする。
 - (1) 談合情報を得た場合、又は本市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、参加資格者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、第10の表第4項、第5項又は第6項、第7項に該当したときはそれぞれ当該各項に定める短期の2倍の期間(当該事案について、参加資格者である個人若しくは参加資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)又は参加資格者の役員若しくはその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の関与が明らかである場合に限る。)又は1.5倍の期間

- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成 14 年法律 第 101 号) 第 3 条第 4 項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、第 10 の表第 1 項、第 2 項、第 3 項に該当する参加資格者に悪質な事由があるとき(前号の規定に該当することとなった場合は除く。) それぞれ当該各項に定める短期に 1 月加算した期間
- (3) 本市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治 40 年 法律第 45 号)第 96 条の 6 第 1 項に規定する罪をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、第 10 の表第 6 項、第 7 項に該当する参加資格者に悪質な事由があるとき(第 1 号の規定に該当することとなった場合を除く。)それぞれ当該各項に定める短期に 1 月加算した期間

第5 指名停止の通知

- (1) 第1第1号又は第2各号の規定により指名停止を行い、第3第5号の規定により指名停止の期間を変更し、又は第3第6号の規定により指名停止を解除したときは当該参加資格者に対し遅滞なく通知するものとする。
- (2) 前号の規定により指名停止の通知をする場合は、本市発注契約に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

第6 随意契約の相手方の制限

指名停止の期間中の参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときはこの限りではない。

第7 下請負等の禁止

指名停止の期間中の参加資格者が本市発注契約の全部又は一部を下 請し、若しくは受託してはならない。

第8 指名停止に至らない事由に関する措置

指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは当該 参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことが できる。

第9 事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載)	当該認定
1 本市の発注する契約に係る入札参加資格申請書、入	をした日
札参加資格確認関連資料その他の入札前の調査資料に	から
虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると	1月以上
認められるとき。	6月以内
(過失による粗雑な契約履行)	当該認定
2 本市と締結した契約(以下この措置基準において	をした日
「本市発注契約」という。)の履行に当たり、過失によ	から
り当該契約の履行を粗雑にしたと認められるとき(瑕疵	1月以上
が軽微であると認められるときを除く。)。	6月以内

3 道内における契約で前項に掲げるもの以外のもの(具)	以 当該認定を
下この措置基準において「一般契約」という。)の履行	した日から
に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にした場合	3 月以上
において、瑕疵が重大であると認められるとき。	3 月以内
(契約違反等)	当該認定を
4 第2項に掲げる場合のほか、本市発注契約の履行に	した日から
当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であ	5 2週間以上
ると認められるとき。	4 月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	当該認定を
5 本市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不	した日から
適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生し	ン 1月以上
させ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認めら	ら 6 月以内
れるとき。	
6 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切	当該認定を
であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさ	した日から
せ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大で	で 1月以上
あると認められるとき。	3 月以内
(安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故) 当該認定を
7 本市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不	した日から
適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生	上 2 週間以上
じさせたと認められるとき。	4 月以内
8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切	当該認定を
であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じる	とした日から
せた場合において、当該事故が重大であると認められる	5 2週間以上
とき。	2 月以内

第10 贈賄、不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
1 次の各号に掲げる者が、本市の職員に対して行っ	逮捕又は公
た贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで	訴を知った
公訴を提起されたとき。	日から
(1) 代表役員等	12 月以上
	24 月以内
(2) 参加資格者の役員又はその支店若しくは営業	9 月以上
所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表す	18 月以内
る者で前号に掲げる者以外のもの(以下「一般役員	
等」という。)。	
(3) 参加資格者の使用人で前号に掲げる者以外の	6月以上
もの(以下「使用人」という。)。	12 月以内
2 次の各号に掲げる者が、道内の他の公共機関の職	逮捕又は公
員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は	訴を知った
逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	日から

	(1)	代表役員等	6 月以上 18 月以内
	(2)	一般役員等	4 月以上 12 月以内
	(3)	使用人	2 月以上 6 月以内
	に対し	各号に掲げる者が、道外の他の公共機関の職 して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮 よいで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日か
1用		代表役員等	ら 4 月以上 12 月以内
	(2)	一般役員等	2 月以上 6 月以内
	(3)	使用人	1 月以上 3 月以内
L	道内 8 条第	禁止法違反行為) において、業務に関し独占禁止法第3条又は 第1項第1号の規定に違反し、契約の相手方と 適当であると認められるとき(次項に掲げる場 (。)。	当該認定をした日から 4月以上 18月以内
条	第15	発注契約に関し、独占禁止法第3条又は第8 頁第1号の規定に違反し、契約の相手方として ごあると認められるとき。	当該認定をし た日から 9 月以上 18 月以内
疑	参加 使用 <i>J</i> により	入札妨害又は談合) 資格者である個人、参加資格者の役員又はそ が、道内における競売入札妨害又は談合の容 り逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起さ を(次項に掲げる場合を除く。)。	逮捕又は公訴 を知った日か ら 4 月以上 24 月以内
合	資格者 の容易	発注契約に関し、参加資格者である個人、参 者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談 足により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を れたとき。	逮捕又は公訴 を知った日か ら 9 月以上 24 月以内
不	第 9 正又 <i>に</i>		当該認定をし た日から 1 月以上 12 月以内
提よ	、拘禁起される罰金	及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等 禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を は、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定に 注刑を宣告され、契約の相手方として不適当で 認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上 9月以内